

出荷制限指示後の管理の考え方
—原木しいたけ（露地栽培）—

原木しいたけ（露地栽培）の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、既に出荷制限が指示された白石市、角田市、丸森町、蔵王町、村田町、気仙沼市、南三陸町、栗原市、石巻市に加えて大崎市の協力を得て、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限が指示された白石市、角田市、丸森町、蔵王町、村田町、気仙沼市、南三陸町、栗原市、石巻市及び大崎市における生産者等に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

J A、直販所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された白石市、角田市、丸森町、蔵王町、村田町、気仙沼市、南三陸町、栗原市、石巻市及び大崎市産の原木しいたけ（露地栽培）を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示（原木露地栽培、原木施設栽培、菌床栽培）により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された白石市、角田市、丸森町、蔵王町、村田町、気仙沼市、南三陸町、栗原市、石巻市及び大崎市産の原木しいたけ（露地栽培）が販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出される原木しいたけ（露地栽培）については、J A、直販所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。

出荷制限指示後の管理の考え方

養殖により生産されたものを除くヤマメ（以下「ヤマメ」という。）及びウグイの出荷管理については、宮城県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、ヤマメ及びウグイの出荷制限が指示された阿武隈川（支流を含む。ただし、セヶ宿ダムの上流を除く。）においては、①所属組合員にヤマメ及びウグイを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対してヤマメ及びウグイを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川でヤマメ及びウグイを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

これら魚種については市場流通はしていないが、採捕者が一部相対取引により旅館等に販売しているものもある。採捕者に対しては1による措置で管理が徹底される。また、需要者である旅館等には市町を通じ、これら魚種を扱わないよう周知徹底を図る。

3 その他

セヶ宿ダムの上流部を含めて、今後ともヤマメ、ウグイの検査を実施し、実態を把握するものとする。